

県職交渉（時間外交渉）概要

- 1 日 時 令和3年5月17日（月）
- 2 場 所 R3会議室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長，人事課長外
【組合】副委員長，書記長外
- 4 議 題 基本認識，産業医面談，時間外縮減の取組

項 目	組 合 主 張	当 局 回 答
基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ○36 協定に関して，労働基準法の考え方を確認したい。 ○36 協定の意義は，全庁で共有されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○労働基準法で1日8時間，週40時間を超えて勤務させてはならず，臨時的にやむを得ない場合に36協定の範囲内で時間外命令ができるということになっている。 ○全庁で共有されるようやっていく。
産業医面談	<ul style="list-style-type: none"> ○産業医面談の結果はどうだったのか。 ○結果の分析を行い時間外勤務の縮減につなげていこうとしているのか。 ○面談をして終わりではなく，結果を確認して事後の対策についてもしっかりしてくれ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の職員の状況を見て，産業医が指示している。 ○その方向へ持っていかうとしている。 ○所属まで目配せしていく。
時間外縮減の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○改めて，時間外勤務縮減のために具体的にどう取り組んでいくのか。 ○職員の「わ」応援プログラムで，時間外縮減の目標を局ごとに設定しているのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な取り組みは徹底していく。あわせて検討していることの一つとして，事前の申請及び命令の意識付けをさらに行えるようなシステム的な仕組みを考えている。 ○時間外勤務の縮減は，各所属，それを束ねる各局が主体性，当事者意識を持って対応することが効果的だと考えている。人事当局も局と一緒に，局の目標が達成できるようにしたい。